

「たきあいあい」の管理運営等に関する要領

令和5年2月9日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、日野市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年4月1日制定）第5条の規定に基づき孤立解消のための居場所として設置するたきあいあい（以下「たきあいあい」という。）の管理運営等に関し必要な事項を定め、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(設置目的)

第2条 たきあいあいは、ひきこもり当事者や家族等を対象に、安心できる居場所並びに必要な応じた精神的なケアの提供、社会とのつながりを取り戻すことを目指す活動及び福祉に関する幅広い情報提供等を行い、孤立や不安を解消し自立した生活を営んでいけるよう支援するとともに、地域の人々の体験活動の場等としても活用することにより、地域による見守りや支え合いの風土の醸成に寄与することを目的とする。

(設置場所)

第3条 たきあいあいの設置場所は、日野市西平山2丁目5番地の23とする。

(利用対象者)

第4条 たきあいあいを利用することのできる者は、第1号、第2号又は第4号のいずれかの要件を満たし、かつ第3号の要件を満たすものとする。

- (1) ひきこもり当事者やその家族等、社会のなかで孤立・孤独を感じ、生きづらさを抱えている者であること
- (2) 地域で暮らす居場所や活動場所を求める者であること
- (3) 日野市暴力団排除条例(平成24年条例第29号)に規定する暴力団(暴力団員及び暴力団関係者を含む。)でないこと
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用が必要と認める者であること

(業務内容)

第5条 たきあいあいにおいて実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) ひきこもり当事者等の居場所（フリースペース）の提供
- (2) ひきこもり等の相談
- (3) 体験イベント等の地域活動に対する場所の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

(運営時間)

第6条 たきあいあいの運営時間は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 前条第1号及び第2号の業務 午後1時から午後5時まで

(2) 前条第3号の業務 午前9時から午後8時まで

(休館日)

第7条 たきあいあいの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用手続)

第8条 第5条第2号の体験イベント等の地域活動に対する場所の提供を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、次の各号に掲げる利用区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、市長の承認を受けなければならない。

(1) 1日単位の利用 利用予定日の1カ月前から3日前までに、別に定める様式により利用申請を行う方法

(2) 定期の利用 利用開始予定日の1カ月前までに 別に定める様式により利用申請を行う方法

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を確認又は審査の上、利用の承認をするものとする。

(利用の制限)

第9条 前条の場合において、市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を承認しない。

(1) たきあいあいの設置目的に反するとき

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき

(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき

(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき

(5) 前号に掲げるもののほか、施設の管理上の支障があるとき、又は市長が適当でないときと認められるとき

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可なくして、壁、柱等に貼り紙、釘打等しないこと

(2) 施設の周辺道路へ駐車しないこと

(3) 犬、猫等近隣に迷惑をかけるおそれがある動物を飼育しないこと

(4) 悪臭、騒音等近隣に迷惑となる行為をしないこと

(5) 粗野又は乱暴な行為を行わないこと

(6) 営利活動を行わないこと

(7) 政治、宗教活動を行わないこと

(入館の制限等)

第11条 市長は、各号のいずれかに該当するときは、施設に入館しようとする者の入

館を禁じ、又は施設に入館している者に施設の利用の停止若しくは施設からの退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (2) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認められるとき
(たきあいあいミーティングの開催)

第12条 たきあいあいの管理運営を適正かつ円滑に行うため、たきあいあいミーティング(以下「ミーティング」という。)をおおむね年2回開催する。

2 ミーティングは、次に掲げる事項について協議・検討する。

- (1) 業務の適正かつ円滑な実施に関し必要な事項
- (2) 施設の円滑な運営のための関係者間の連絡及び調整に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 ミーティングのメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) ひきこもりの当事者の代表者
- (2) ひきこもり家族会員の代表者
- (3) たきあいあいの所有者
- (4) 自治会員の代表者
- (5) 社会福祉協議会職員の代表者
- (6) 地域包括支援センター職員の代表者
- (7) 学校関係者
- (8) 福祉関係者
- (9) 日野市職員
- (10) 次条の規定により業務を受託した者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
(業務の委託)

第13条 市長は、第5条各号に規定する業務の一部又は全部を、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者が行う業務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) ひきこもり等の相談に関すること
- (2) ひきこもり当事者やその家族等の居場所を提供すること
- (3) たきあいあいミーティングの運営に関すること
- (4) 業務の実施に係る事故や盗難等で生じる損害に対する保険に加入に関すること
- (5) たきあいあいの鍵の管理に関すること
- (6) たきあいあいに関する庶務に関すること
- (7) 前各号に掲げる業務に付随する業務
(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、たきあいの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。